

<健康経営周知用チラシ活用実施要領>

1 目的

「健康経営®」は働く世代の健康の保持増進のためには極めて重要な取り組みである。しかし、県中圏域の事業所を対象とした「県中圏域事業所の健康管理・健康づくり実態調査」（令和6年3月～4月実施）結果によると、健康経営に関する事業主の認知度が低い現状が明らかになった。

そこで、健康経営周知用チラシを県中圏域の事業主に配付し、事業主の健康経営に対する理解促進を図ると共に、健康経営を実施する事業所を増やし、県中圏域の働く世代の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

県中圏域地域・職域連携協議会（事務局 福島県県中保健福祉事務所）

3 活用方法

- (1) 県中保健福祉事務所は所ホームページの「県中圏域地域・職域連携協議会」のページに、健康経営周知用チラシ（以下「チラシ」）データを掲載する。
- (2) 県中圏域地域・職域連携協議会構成機関（以下「各構成機関」）はチラシデータをダウンロードし各機関で印刷する。
- (3) 各構成機関は事業所訪問時や研修会、会議等事業主対象の集会開催時等に事業主やそれに代わる職員にチラシを配付する。
- (4) チラシを配付する際は、事業主等に健康経営の重要性について可能な範囲で説明する。
- (5) 各構成機関はチラシを配付した事業所数を記録（様式1）し、県中圏域地域・職域連携協議会開催時に報告する。
- (6) 県中保健福祉事務所は、各構成機関からの報告を集約する。

4 チラシの更新

- (1) 県中保健福祉事務所はチラシの内容について、更新が必要となった場合は随時更新する。
- (2) チラシの内容に掲載されている構成機関は電話番号や事業内容に変更があった際は県中保健福祉事務所に速やかに連絡する。

5 その他

健康経営周知用チラシは、各構成機関の他、活用を希望する者は活用ができるものとする。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標である。

附則 この要領は、令和6年12月10日から施行する。